

専決処分の報告について

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古谷 義幸



専 決 処 分 書

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成28年1月15日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

介護保険法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正する。

## 秦野市条例第 1 号

### 秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例 の一部を改正する条例

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成 24 年秦野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「法第 8 条第 20 項に規定する計画」を「法第 8 条第 21 項に規定する計画」に改める。

第 11 条第 1 項中「法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型施設サービス計画」を「法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型施設サービス計画」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。